

平成21年度 第3回松江市入札監視委員会

議 事 概 要

開催日及び場所	平成22年2月19日(金) 松江市役所 本館西棟4階 会議室		
委 員	委員長 朝田 良作(島根大学法科大学院教授) 委員 有田 友子(島根地方労働審議会委員) 上田 務(松江工業高等専門学校名誉教授) 大野 敏之(弁護士) ... 欠席 後藤 勇(公認会計士)		
審議対象期間	平成21年8月1日~平成21年11月30日		
報 告 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・落札率等の状況について ・入札方式別発注工事の状況について ・指名停止等の運用状況について ・特別共同企業体に参加する工事に関する調査結果について 		
審 議 事 項	抽出案件数 5件	(備考) 抽出の考え方(抽出担当委員) 次の点に着目し、抽出を行った。 ・契約金額の大きな案件。 ・落札率の高い案件。 ・入札参加業者が少ない案件。 ・低入札価格で応札された案件。	
	一般		1.松江市立八束小学校・八束中学校・八束児童クラブ建設(建築)工事
	指名		2.平成21年度史跡松江城二之丸下ノ段東側堀石垣(お堀側)修理工事 3.市道片句深田線道路改良工事(法面工)
	随契		4.市道和多見天神橋線道路改良(舗装)工事 5.松江市特定環境保全公共下水道森山地区浄化センターの建設工事委託
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見又は勧告の内容	なし		

参考までに、各抽出事案の「抽出事案説明書」を添付します。

抽出事案説明書

入札方式	一般競争入札		
工 事 名	松江市立八束小学校・八束中学校・八束児童クラブ建設（建築）工事		
工 期	平成 21 年 10 月 7 日～平成 23 年 3 月 25 日		
工 事 種 別	建築一式工事		
工 事 概 要	小学校校舎・中学校校舎・児童クラブの改築工事 （新築建物） 校舎棟 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 5,248.58 m ² 渡り廊下棟 構造 鉄骨造平屋建、延床面積 174.44 m ² （解体建物） 小学校校舎、中学校校舎、技術科棟、給食センター、旧公民館		
入札参加資格	特別共同企業体の構成要件 以下の要件を満たす建設業者の 2 者又は、3 者によって結成される、特別共同企業体（JV）であること。 ・平成 21・22 年度松江市建設工事競争入札参加資格者名簿に記載された建築一式工事の総合点数が 951 点以上であること。（松江市の格付 A 以上に相当） ・特別共同企業体の代表者は、元請又は共同企業体（経常 JV を除く）の構成員（出資比率 20%以上）として、平成 9 年度以降に公共工事において、1 契約で 1 棟の延床面積 2700 m ² 以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築一式工事の施工実績を有し、1 契約で 5 億円以上の建築一式工事の施工実績を有していること。 ・特別共同企業体の構成員は、元請又は共同企業体（経常 JV を除く）の構成員（出資比率 20%以上）として、平成 9 年度以降に公共工事において、1 契約で 5000 万円以上の建築一式工事の施工実績を有していること。 営業所の所在地 建設業法に規定する主たる営業所（本店、本社等）を松江市内に有すること（市内業者） 配置予定技術者 ・特別共同企業体の代表者は、本件工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者（1 級建築士又は 1 級建築工事施工管理技士の資格を有する者）を工事現場に専任で配置することができるものであること。 ・特別共同企業体の構成員（代表者を除く）は、国家資格を有する主任技術者（1 級建築士又は 1 級建築工事施工管理技士の資格を有する者）を工事現場に専任で配置することができるものであること。		
入札参加資格設定の理由及び経緯	設定理由：「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。 経緯：平成 21 年 6 月 25 日、一般競争入札資格審査委員会において審議の結果決定した。		
入札参加資格確認申請業者数	3 社		
入札参加業者数	3 社	無資格業者数	なし
予定価格（税込）	1,046,797,500 円		
入札希望価格（税込）	975,450,000 円		
契約金額（税込）	1,034,250,000 円（落札率：98.80%）		
無資格理由の説明	該当なし		
入札の経緯及び結果	平成 21 年 7 月 31 日 開札 最低価格者：松江土建・カナツ技建・林谷工業特別共同企業体 平成 21 年 8 月 4 日 資格審査の結果、松江土建・カナツ技建・林谷工業特別共同企業体に落札決定。（詳細は「入札調書」のとおり。）		

抽出事案説明書

入札方式	一般競争入札		
工事名	平成 21 年度史跡松江城二之丸下ノ段東側堀石垣（お堀側）修理工事		
工期	平成 21 年 10 月 6 日～平成 22 年 1 月 28 日		
工事種別	土木一式工事		
工事概要	石垣修理 A = 47 m ² 植栽工 A = 86 m ²		
入札参加資格	<p>平成 21・22 年度松江市建設工事競争入札参加資格者名簿に記載された土木一式工事の総合点数が 851 点以上であること （松江市の格付 B 以上に相当）</p> <p>営業所の所在地 建設業法に規定する主たる営業所（本店、本社等）を松江市内に有すること （市内業者）</p> <p>配置予定技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者との直接的・恒常的な雇用関係 ・監理技術者又は主任技術者としての資格を有する者 ・石垣工事の施工技術者（国史跡石垣修理経験者）を配置 <p>施工実績 平成 9 年度以降の公共工事において、1 契約で 2500 万円以上の土木一式工事の施工実績があること。</p>		
入札参加資格設定の理由及び経緯	<p>設定理由：「事後審査型制限付一般競争入札取扱方針」による。</p> <p>経緯：平成 21 年 9 月 2 日、一般競争入札資格審査委員会において審議の結果決定した。</p>		
入札参加資格確認申請業者数	1 社		
入札参加業者数	1 社	無資格業者数	なし
予定価格（税込）	14,000,700 円		
入札希望価格（税込）	13,020,000 円		
契約金額（税込）	13,650,000 円（落札率：97.50%）		
無資格理由の説明	該当なし		
入札の経緯及び結果	<p>平成 21 年 9 月 29 日 開札 最低価格者：松浦造園(株)</p> <p>平成 21 年 10 月 1 日 資格審査の結果、松浦造園(株)に落札決定。 （詳細は「入札調書」のとおり。）</p>		

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
工事名	市道片句深田線道路改良工事(法面工)
工期	平成21年11月5日~平成22年3月15日
工事種別	とび・土工・コンクリート工事
工事概要	法面工 切土部 厚層基材吹付 A = 6440 m ² 盛土部 種子散布 A = 3950 m ² 道路付属施設工 防草コンクリート L = 539m 伐採木撤去工 V = 857 m ³
工事のランク	なし
指名業者数	10社
指名業者を選定した考え方	松江市建設工事入札参加者等選定要領及び同運用基準に基づき、とび・土工工事登録のある市内業者のうち下記の要件を満たす10社を選定した。 法面工事の施行実績があること。 厚層基材吹付の施工機械を保有していること。
入札参加業者数	9社(1社辞退)
予定価格(税込)	50,951,250円
入札希望価格(税込)	47,460,000円
契約金額(税込)	38,325,000円(落札率:75.22%)
入札の経緯及び結果	平成21年10月8日 開札 平成21年10月28日 松江市公共工事低入札価格調査委員会により(株)ノリコーに落札決定。 (詳細は別紙「入札調書」、「総合評価方式入札結果調書」及び「平成21年度第2回松江市公共工事低入札価格調査委員会」のとおり。)

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
工事名	市道和多見天神橋線道路改良(舗装)工事
工期	平成21年8月21日～平成22年3月19日
工事種別	舗装工事
工事概要	舗装改良工事 L = 230m W = 11m (車道7m + 歩道2m 両側) 土工 V = 1500 m ³ 縁石工 L = 840m 土工安定シート A = 1730 m ² 舗装工 A = 2000 m ² 排水工 L = 450m
工事のランク	なし
指名業者数	12社
指名業者を選定した考え方	松江市建設工事入札参加者等選定要領及び同運用基準に基づき、舗装工事の登録のある市内業者のうち下記の要件を満たす12社を選定した。 アスファルトフィニッシャーを保有すること。(継続的なリース契約を含む。) オペレーターが恒常的に在籍していること。
入札参加業者数	11社(1社辞退)
予定価格(税込)	61,306,350円
入札希望価格(税込)	57,120,000円
契約金額(税込)	57,750,000円(落札率:94.20%)
入札の経緯及び結果	平成21年8月10日 開札 平成21年8月17日 総合評価の結果、日発工業㈱に落札決定。 (詳細は「入札調書」及び「総合評価方式入札結果調書」のとおり。)

抽出事案説明書

入札方式	随意契約
工事名	松江市特定環境保全公共下水道森山地区浄化センターの建設工事委託
工期	平成21年10月6日～平成23年3月18日
工事種別	土木一式工事他
工事概要	委託内容：プレハブ式オキシデーションディッチ方式310m ³ (日最大)の終末処理施設の建設事業の施行(入札・工事の監督管理等)
随意契約の理由	日本下水道事業団は、日本下水道事業団法に基づき下水道に関する業務について地方自治体を支援、代行する機関として唯一設立された地方共同法人であり、処理場建設に必要な各分野の専門技術者(土木・建築・機械・電気)の配置が可能であるため。 同種の業務の受託実績がある。 平成20年度までの実績 全国約1400自治体 県内17自治体
適用条項	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号 【不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。】
予定価格(税込)	円
契約金額(税込)	313,000,000円
見積の経緯及び結果	平成21年7月23日 松江市随意契約審査会による承認。 平成21年8月10日 日本下水道事業団と協定締結。(仮協定) 平成21年10月6日 松江市議会において協定締結について可決。 (詳細は別紙のとおり。)

【報告事項について】

(契約検査課長挨拶)

- ・前回ご指摘を頂いたJV発注工事の落札率等の問題について、県内及び全国の他自治体の状況を調査したので後ほど報告する。
- ・年度当初から8ヶ月経過し、この間には政権交代等、様々な社会情勢の変化があったものの、今年度の主だった工事について発注を終えてきており、年間通しての傾向等ある程度のもが見えてきている。
- ・今年度当初から実施した電子入札の導入や低入札価格調査制度の改正、最低制限価格制度の導入や総合評価方式の拡大を行い、また公共工事のコスト縮減への取り組みを強めてきたところである。
- ・一方では小規模事業者の受注機会の確保を図る制度の改正等も実施してきた。
- ・今後もこれに留まらず、最小の経費で最大の効果を得られるよう、入札制度の競争性、透明性、公平性を図っていきたい。委員の皆様のご指導のもと、経済の動向を的確に判断し、入札制度の改善に努めていきたいと考えている。

1. 落札率等の状況について

(報告要旨)

- ・落札率の推移について、平成21年度は11月末までで90.72%となっており、前回報告した7月末までの率に比べ5.5ポイント上昇したものの、例年と比較し依然低く推移している。
- ・制度改正については前回以降、11月末までに改正したものはない。
- ・月別について、8月及び11月で平均落札率が高くなっている。これはこの月に含まれるJVに発注した大型工事が高落札率となったため、引上げられたものである。
- ・発注件数については、10月に62件行い、期間中のピークとなっているが、その後12月に71件、1月には70件と10月を上回る件数を発注している。これは、今年度経済対策に係る補正を6月及び9月に行っており、また8月には政権交代があったことにより、補助事業の発注をその後に送ったものもあったため、年度下期に件数が多くなったものと考えている。
- ・工種別落札率推移については、建築工事で高くなっているが、これもJV発注の工事により引上げられたものである。管工事については、特に建築工事に付随した案件で高落札率になっている。また舗装工事、塗装工事については、慢性的に高い傾向にあるが、施工可能な業者が限られ、競争性が乏しくなることが要因の一つとして考えられる。
- ・価格帯別落札率推移については、2千万円以上1億5千万円未満の価格帯で落札率が低くなっており、全体の落札率を引き下げている。1億5千万円以上にはJV工事が含まれ、高落札率となっている。
- ・平成19年度は合計403件、20年度は435件発注しているが、21年度はこれを上回る454件を発注する見込みである。

質 問 及 び 意 見

回 答

落札率の推移について、平成18年度から低く推移しており、景気後退などが原因と考えるが、事務局では原因は何であったと考えるか。

平成17年度に国土交通省に係る補助事業が、県及び市において極端に減少した。特に17年度から18年度にかけて、県では3割程度が削減されたが、これを受け競争性が高まったものとする。建設業界でも毎年土木、建築で10社程度が廃業し、淘汰されてきている状況にある。

<p>平成 20 年度は 435 件の入札の内、131 件が希望価格以下で落札されており、21 年度は 11 月末時点で 296 件の内、135 件で希望価格以下となっており、比率が上がっている。一方、現在の制度は予定価格を事前公表せず、希望価格を公表しているが、予定価格が分からないため、予定価格を上回る金額で入札する業者が出ている。県などは予定価格を事前公表しているが、松江市は公表について、今後どのように考えるか。</p> <p>今後も実態を見ながら制度を改正していくということとして、この委員会でも監視していくこととする。</p>	<p>以前、松江市においても予定価格を事前公表していた時期もあったが、落札額が高止まりする傾向にあった。また一方で、予定価格等の情報が無いまま入札を実施した場合、大手企業は積算も的確に行えるものの、零細な企業については積算の能力がないため不利になることがある。このように予定価格を事前公表することには一長一短があるが、現在は予定価格の事前公表に代え、希望価格を公表し、入札後予定価格を公表することとして試行している。国土交通省も現在は予定価格を公表しておらず、本市でも落札率が下がってきている状況も踏まえ、しばらくは希望価格のみを事前公表することで様子を見ながら進めていきたいと考えるが、今後とも問題点等あれば、改正していく考えである。</p>
<p>2 . 入札方式別発注工事の状況について</p>	
<p>(報告要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札は 85 件、指名競争入札が 110 件あり、随意契約については前期間は無かったが今期間は 5 件あった。 ・前回までと同様に、一般競争入札は指名競争入札と比較し低いもので推移している。 	
<p>質 問 及 び 意 見</p> <p>特に意見なし</p>	<p>回 答</p>
<p>3 . 指名停止等の運用状況について</p>	
<p>(報告要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間中、6 件 6 社について指名停止措置を行ったが、いずれの案件も県外の自治体で発生したものであったため、本市の上位機関である島根県に準じた措置とした。 ・指名停止以外の措置として、2 件 3 社に注意文書を送付した。これは、いずれも島根県が発注した工事に関して工事関係者の事故があったもので、発注した島根県では 1 ヶ月の指名停止としている。本市としては、当該事故が重大なものとは認められないため、指名停止を行わず、書面による注意喚起を実施したものである。 	
<p>質 問 及 び 意 見</p> <p>指名停止以外の措置について、松江市は当該事故が重大なものとは認められないと判断したということであるが、感覚的に判断したものであったか。</p> <p>要綱等基準に従って措置をしていることで問題ないが、市民にも誤解の無いように手続きを進められたい。</p>	<p>回 答</p> <p>重大なものの判断基準として、原則として当該工事の現場代理人等が刑法や労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕又は公訴される場合を重大なものとし、このことは指名停止要綱の運用基準で定めている。今回の 2 件については、逮捕等に至らなかったため、注意文書の送付に留めた。</p>

4. 特別共同企業体（JV）が参加する工事に関する調査結果について

（報告要旨）

- ・JVを結成する工事の落札率が高止まりをしていることについては、平成20年度から本委員会で継続的に審議いただいているが、この度、他自治体の実績等を調査したので報告する。
- ・JV発注する目的については、大規模な工事のリスク分散、大手企業から地元企業への技術の移転継承、受注機会の確保等により採用している。
- ・本市のJV取扱要綱では、土木一式工事は1億5千万円以上、建築一式工事は2億5千万円以上、その他の電気・機械・管工事は1億円以上の大規模かつ高度な技術を要する工事を対象としている。また土木一式工事については4億円以上、建築一式工事については7億円以上、その他の工事については、1億円以上で市内業者のほか市外業者も参加が可能であるとしているが、参加資格の設定についてはそれぞれの入札公告で決定している。
- ・本市で市外業者を参加可能としたJV対象工事はこれまで僅かである。平成18年度の本庄小学校の建築工事、島根町の新情報システム整備工事、鹿島町の片句深田線トンネル工事、20年度の歴史資料館の建築工事、空調工事の5件で、この他に電気設備工事では松江市内の営業所に一定以上の従業員のいる準市内業者の参加を認めた工事もあった。
- ・今回行った調査は、島根県のJV対象工事の入札実績、近隣及び同規模の自治体のJVの入札制度及び入札実績の調査、JVの他一定の基準を満たす単体企業の参加が可能な自治体の調査を行った。
- ・島根県の実績調査について、3年間の平均落札率は一見低いが見れば、県外業者が参加した低入札工事を除くと高くなる。中でも第二浜田ダムの工事は規模が大きく、全体の落札率に大きな影響を与えている。県においても建築工事の落札率はかなり高めになっている。
- ・同様に松江市の案件でも、低入札の工事3件を除いた場合、平均落札率は96%を超える。低入札の3件の内訳は市外業者の参加したものが2件、学校の2期工事と同じ学校の1期工事を施工しているJVと同じJVが参加したものが1件となっている。
- ・他市について、調査を行った18自治体で、工事全体の入札状況及び、JV対象の工事の入札状況を比べると、JVが参加する工事が極端に落札率が高いという傾向はなく、それぞれの地域の事情によるもの大きいと考える。
- ・松江市はコンスタントに約100億円の発注をしているが、同規模の自治体でも30～40億円の発注しかしていないものもある。そのような自治体では少ない工事を取り合い、結果として落札率が低下するという傾向も見られる。
- ・また、この他に、競争性を確保するため制度改善を実施または計画しているかとの設問に対しては、特段回答は無かった。
- ・JVの他、単体企業でも参加を可能としている混合入札を実施している自治体を調査したが、単体で参加させる場合、JVで参加する企業よりも参加できる点数や、等級のハードルを上げている。これは単体で参加する場合は、より施工能力の高い業者を参加させるためだと考えられる。
- ・単体での参加を認めている自治体に聞き取りを実施したところ、大部分はJVを結成すると業者数が足りなくなるという理由によるものであった。
- ・横須賀市については、平成16年度から混合入札を実施しており、その目的も「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」に基づく指針の中にある「単独で確実かつ円滑に施工できる有資格業者がある場合はこれを入札に参加させるよう努める」という趣旨に沿ったもので、競争性の確保に努めているということであった。横須賀市では土木、建築とも準市内業者の参加を認めるものとしている。また、大型工事（5億円以上）に単独で参加の場合は下請発注金額の40%以上を市内業者に発注することを条件とし、市内業者の受注機会の確保をしている。

質 問 及 び 意 見

回 答

今回の調査の範囲に限って言えば、松江市の制度は現行で特に問題ないという結論でよろしいか。

<p>J Vについては談合との関係で、反競争的な作用や効果を持つ場合があるが、どういう場面で、どういう基準で、またどういう見方でチェックするか難しいところがある。逆に競争性を高める点もあるとも言われている。</p> <p>今回はこのような視点で調査をされたが、J V関係については、当委員会としては引き続き監視を怠らず、その都度確認していくこととしたい。</p> <p>J Vの組み合わせについて、本来のチェックは公正取引委員会で行うべきことで、本委員会で行うことは難しいと思うが、例えば、建設関係の事業者団体においてJ Vの組み方、回し方で談合と疑えることもあるのではないかと。</p> <p>J Vを組むと高止まりになるということについて、構成する各社にはそれぞれ下請けがあり、そのことが要因にもなるか。</p>	<p>本市における建設業界には様々な組織があり、一つの組織の中で組み合わせを行っているものではないため、このことが談合に結びつけられるものではないと考える。</p> <p>今年度実績で、単体に発注した1億数千万の工事で低入札になったものがあった。当該業者には100社以上の関係する下請会社があり、その協力により安く請け負うことが出来たという調査結果がある。J Vを組むとそういった協力が得られにくいということもあると推察する。</p>
<p>5 . その他</p>	
<p>(報告要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の委員会で、入札辞退と不正行為の関連性、つまり特定の業者に落札させるよう他社が入札辞退をするというような動きは見られないのかという指摘があった。この調査については膨大な量があり、また指名業者も工事場所により変わり、また各社均等に指名をしているなど様々な要素があるため、入札辞退の規則性を見出すことはできなかった。この件については引き続き調査を継続したいと考える。 ・この調査の中で得られたデータがあり、グラフ化したものを配布している。入札参加率という形でデータを取りまとめているが、入札参加率というのは指名業者数から辞退した残りの業者数を率にしたものである。月別、工種別、価格帯別でそれぞれグラフ化しており、調査結果については記載のとおりである。現段階では入札辞退と不正行為との関連性は見出せなかった。 	
<p>質 問 及 び 意 見</p>	<p>回 答</p>
<p>指名競争入札で実施した案件を落札率順に並べた際に、入札参加者数が1社だけの案件が高落札率の1位と4位にあり、疑うべきこともあるのではないかと。</p> <p>入札を辞退することは、法令に照らしても違法な行為ではないが、落札決定者を事前に決めておく中で辞退をすることも考えられることである。このことについても、今後監視していくこととして、報告内容についてはよろしいか。</p> <p>(全委員、了承。)</p>	<p>指摘の2件はいずれも、ため池改修工事である。この工種は天候の影響を受けやすく、漏れの再発等、施工上のリスクが高く、指名業者にも敬遠されることが多い。このため応札者が少なく、落札率も高くなる傾向にある。12月以降に実施した同工種の案件では、全社辞退により次年度に送ったものもあった。</p>

(報告要旨)

- ・談合情報については、前回の委員会で匿名の電話と投書があったことを報告したが、その後は受けていない。
- ・前回の委員会において、最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格を引上げることについてご意見をいただき、平成 22 年 1 月から施行しているが、これまでの実績について報告する。
- ・低入札価格調査制度における調査基準価格対象の工事は無く、最低制限価格を設定した案件が 32 件あった。改正前と改正後で最低制限価格は、概ね 1～2%上昇した。
- ・最低制限価格が 85%以上となった案件が 6 件あり、引上げにより失格となったものが 2 件あった。

【審議事項について】

1. 一般競争入札【松江市立八束小学校・八束中学校・八束児童クラブ建設（建築）工事】

(説明のポイント)

- ・小学校校舎、中学校校舎、児童クラブの改築工事であり、本市では初めての小中一貫校としての一体型校舎を建設するものである。
- ・現小学校校舎及び中学校校舎は建築後 40 年以上経過しており、老朽化が著しい。屋内運動場については、小学校、中学校とも近年建設されたものであり、今後も使用する。
- ・新校舎は、現小学校のグラウンドに建設し、小中の屋内運動場へは渡り廊下で接続させる計画である。
- ・入札の参加資格として、松江市建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める 2 者又は 3 者によって結成される JV とし、各要件を付し発注したものである。
- ・入札公告を行ったところ、3JV の参加申込みがあり、入札も 3JV により実施した。

質 問 及 び 意 見

回 答

JV に発注した学校の建築工事の案件が本件を含め 3 件あり、別の JV が落札している。各案件で JV の組み合わせは若干違うようだが、JV はその都度組まれるものであるか。

発注の時期も異なるが、入札公告した時点で、それぞれの会社で専任技術者を出せるか否か等を会社間で協議され、JV を結成されてくる。結果、JV の構成は各案件で異なるものとなる。

この工事の必要性について、建築後 40 年以上経過しているということではあるが、改修ではなく、改築するとしたのはどのような考えからか。小中一体の校舎を建設するという教育委員会の考えによるものであったか。

平成 17 年に八束町は松江市と合併したが、旧八束町では小学校及び中学校の校舎は改修して使用する計画としていた。新松江市の方針としては、昭和 45 年以前に建築された旧耐震基準以前のは原則として改築することとしており、これに加え、教育委員会での小中一貫校の計画もあり、一体型校舎として改築することとしたものである。

解体建物の中に旧公民館とあり、改築施設の中には無いが、公民館の扱いはどうなるのか。

現在は八束支所に隣接した施設に公民館を設置している。解体施設は以前に公民館として使用していたもので、現在は使用していないものである。

本案件は適切に手続きを行われているということによろしいか。

(全委員、了承。)

2. 一般競争入札【平成 21 年度史跡松江城二之丸下ノ段東側堀石垣（お堀側）修理工事】

（説明のポイント）

- ・石垣修理を行うもので、延長 17m、7 段の石垣を積み替え、天板に芝張りを施すものである。
- ・石垣工事の国史跡石垣修理経験者を施工技術者として配置することを条件とした。
- ・入札参加可能な業者は、A ランクが 25 社、B ランクが 23 社で計 48 社となる。
- ・入札参加者は 1 社のみであったが、この要因としては、当該石垣修理が文化財保護計画に基づく原型復旧という特殊な工事であり、一般工事に比べ、施工管理が煩雑であるため敬遠されたものと推察する。

質 問 及 び 意 見

回 答

入札参加可能な業者が 48 社あるということだが、どの業者も国史跡石垣修理経験者を施工技術者として配置することが可能であったか。

石垣修理経験者は、直接雇用でなくても、施工技術者として配置が可能であれば参加を認めるというものがある。

従来は国史跡施設を施工する業者は市内に無く、全て県外業者に発注していた。今回応札した 1 社はかつて県外業者の下請けとして携わり、経験を積んだ業者であったため参加されたが、施工管理上、経験が無いと難しい工事ではある。

国史跡石垣修理経験者は、県内に 5 名しかおらず、実際の競争性としては、入札参加可能業者数ほど無いものである。

本案件は、説明があったような特殊事情があるものであるが、適切に手続きを行われているということであるらしいか。

（全委員、了承。）

3. 指名競争入札【市道片匂深田線道路改良工事（法面工）】

（説明のポイント）

- ・土木一式工事、建築一式工事の 1 千万円以上の工事については、制限付き一般競争入札を実施しているが、参加可能な業者数が 20 社に満たないものについては、競争性を確保するために指名競争入札により選定することとしている。具体的には、舗装工事、造園工事、法面工事及び交通安全施設工事等がある。
- ・本件についても、発注金額が 1 千万円以上の工事ではあるが、法面工事であり、指名競争入札としたものである。
- ・総延長 1160m の道路改良工事に伴い、法面工を分離発注したものである。
- ・本工事は、高所作業における安全対策や周辺環境に調和し生態系に配慮した種子選定、道路構造物工事の他、舗装工事等が輻輳するため、工程管理が複雑となる。このため、周辺に与える影響の低減と、品質の向上を図るために総合評価方式での発注とした。
- ・松江市建設工事入札参加者等選定要領及び同運用基準に基づく、とび・土工工事登録は市内業者で 125 社あるが、この内、法面工事の施行実績があり、厚層基材吹付の施工機械を保有している業者 10 社全社を選定した。
- ・入札は 1 社が辞退したため、9 社により実施したが、この内 3 社が調査基準価格を下回るものであった。最も安価であった 1 社については、数値的判断基準に適合していなかったため失格とし、次順位者については、数値的判断基準に全ての項目で適合していたため、重点調査を実施した。その結果、法面資材を安価で調達可能なこと、保有機械等の転用等により経費を抑えられることなどから、松江市公共工事低入札価格調査委員会により、当該業者を落札業者として決定したものである。
- ・低入札工事となった要因として、当該工種における発注が今年度は本案件のみであったため、競争が働いたものとする。また、通常、法面工事は道路改良工事に包含して発注するが、本案件は単独で発注したことも要因として考えられる。

質 問 及 び 意 見	回 答
<p>法面工事として発注する工事がこの案件のみであったため、低入札になったということか。</p> <p>数値的判断基準により失格としたものについて、何が適合していなかったか。</p> <p>失格となった業者は、自社で積算する上で直接経費が市の基準に適合していないと認識出来たはずなのに、何故この内訳金額を提示してくるのか。</p> <p>他にも入札の書式を誤り、失格とされることもあるようだが、競争性を保つため、参加業者には注意を促してほしい。</p> <p>本案件は適切に手続きが行われているということによろしいか。</p> <p>(全委員、了承。)</p>	<p>今年度は本案件のみであったことに加え、発注規模の大きさも近年では稀なものであり、競争が激しくなったと考える。</p> <p>提出された工事費内訳書を確認したところ、直接経費が市設計額の 68.49%となっており、基準の 75%以上に適合しないものであったため失格とした。</p> <p>低入札価格調査制度は今年度 4 月に導入し、基準を定めたものである。直接経費は品質確保に係る重要なものであると考え基準を定めているが、失格業者は、本市の設定する基準を熟知されていなかったため、誤ってこの額を提示したと推察する。</p>

4 . 指名競争入札【市道和多見天神橋線道路改良(舗装)工事】

(説明のポイント)

- ・当該区間については、市街地で歩行者が多く、バス路線でもあることから、工事期間中の周辺住民や商業者に配慮した交通規制や安全対策、また工事の影響を軽減させるとともに品質向上を図るため、総合評価方式により発注したものである。
- ・舗装工事の登録のある市内業者の内、アスファルトフィニッシャーを保有し、かつオペレーターが在籍する 12 社全社を指名した。この内 1 社が辞退したため、11 社で入札を行った。
- ・入札価格が最も低く、かつ評価値が最も高かった業者に落札決定したものである。
- ・落札率 94.20%は、当該工種の平均を下回るものであったが、これは本案件が当該工種の中でも規模が大きく、参加業者の受注意欲が高かったためと考える。

質 問 及 び 意 見	回 答
<p>発注金額が大きいのが、一般競争で入札したとしても落札率は変わらないものであったか。</p> <p>本案件は適切に手続きが行われているということによろしいか。</p> <p>(全委員、了承。)</p>	<p>入札参加可能業者は、指名した 12 社に限られるため、競争性は変わらないと考える。</p>

5. 随意契約【松江市特定環境保全公共下水道森山地区浄化センターの建設工事委託】

(説明のポイント)

- ・本浄化センターは、森山地区の汚水を集め、浄化後、境水道に放流する終末処理施設であり、本案件は、浄化センターの建設工事の他、これに係る監督管理までの一連の業務を行うものである。
- ・下水道の処理場の建設には、土木、建築、機械、電気の各分野において専門技術者の配置が必要であるが、本市には専門的な知識を有した職員が配属されていないため、この配置が可能な日本下水道事業団と随意契約を締結するものであり、松江市随意契約審査会により承認を得たものである。
- ・日本下水道事業団は、日本下水道事業団法に基づき、地方自治体を支援、代行する機関として設立された唯一の地方共同法人であり、本市も出資する団体である。全国の自治体の処理場約 2000 箇所内、1400 箇所を受託施工しており、県内でも処理場を設置している全 17 自治体で実績がある。
- ・各工事の発注については、日本下水道事業団により実施されるが、その際には本市の業者選定基準に沿って、市内業者を優先して選定されるよう要請した。事業団において、一般競争入札により各施工業者を選定されたものであったが、市内業者のみでは競争性が乏しくなる工種については、市外業者の参加が可能な仕様とされた。結果として、全ての工種で市内業者が受注することとなった。

質問及び意見

回答

仮に当該事業団を使わない場合は、どのようになるのか。

本市では技術的に設計が出来ないため、単独で発注手続きを行えない。本市のような自治体では、施工及び監督管理に必要な技術が不足するため、これを補完するものとして共同法人が設立された経緯があり、これを活用するものである。本市では特に電気、機械部門の専門技術者が不足している。

事業団について、全国の処理場の約 2000 箇所内、1400 箇所を受託施工しているということであるが、残りの 600 箇所についてはどのように施工したものであるか。

自治体によっては単独で発注しているところもある。奈良市、和歌山市、長崎市の他、政令指定都市等規模の大きな自治体では、専門的で高度な技術を有した職員が配属されており対応が可能となる。その他、全面委託ではなく、部分的に委託している自治体もある。

予定価格が設定されておらず、請負率も出せないが、どのように処理されるものか。

事業団とは本業務の協定時に締結した協定額があるが、事業団が各施工業者に発注した請負率や変更契約額等により、最終的に本市と事業団との協定額を精算することとしている。

本案件は適切に手続きを行われているということであるがよろしいか。

(全委員、了承。)

【その他】

〔次回開催予定について〕

- ・抽出対象期間は平成 21 年 12 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日とし、抽出委員は松江市入札監視委員会運営要領の規定により、大野委員とする。
- ・平成 22 年 6 月に開催することとし、日時は事務局で調整する。

以上